

- 経済産業省 資源エネルギー庁の「令和6年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）により、電気料金の値引きを実施します。
- 2025年2月分～2025年4月分の電気料金において、国が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

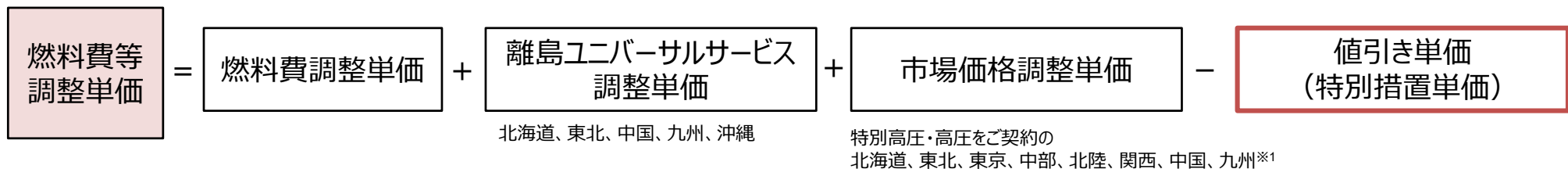
対象	弊社と低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま ※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外		
適用期間	2025年2月分（2025年2月燃料費等調整単価適用分）から2025年4月分（2025年4月燃料費等調整単価適用分）まで		
値引き単価 (特別措置単価)	電圧	値引き単価（特別措置単価）(10%税込)	
		2025年2月分から2025年3月分	2025年4月分
	低圧	2.50円/kWh	1.30円/kWh
高圧	1.30円/kWh	0.70円/kWh	
値引き方法	毎月のご使用量に応じて燃料費等調整額に値引き額を反映		

- 適用期間：2025年2月分～2025年4月分の電気料金
- 値引単価：2025年2月分、3月分 低圧:2.50円/kWh 高圧1.30円/kWh
2025年4月分 低圧:1.30円/kWh 高圧0.70円/kWh

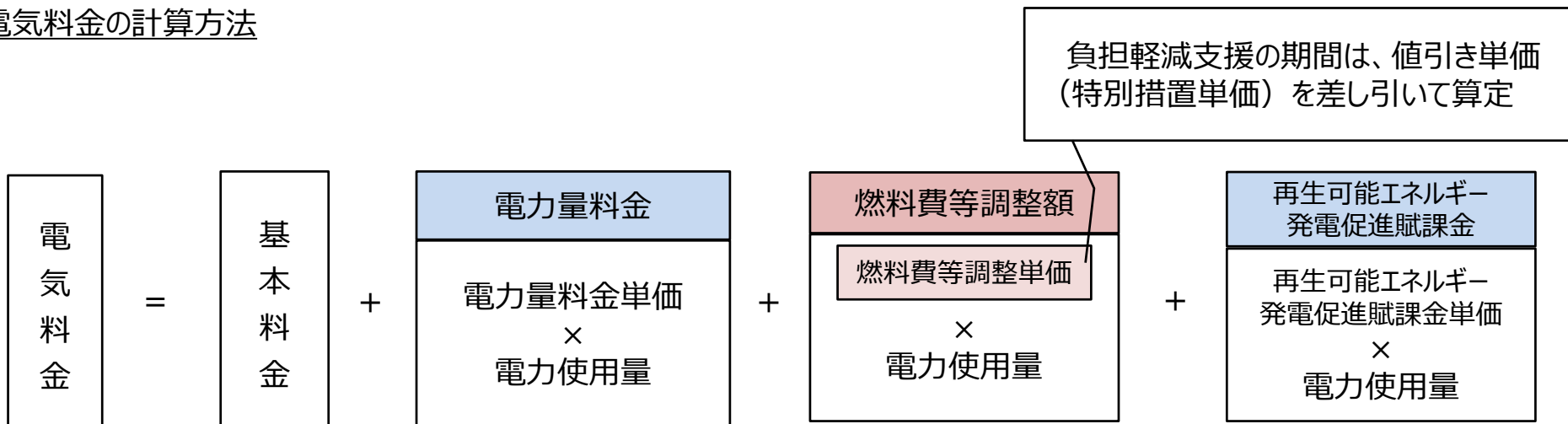
検針日・計量日		12月	1月	2月	3月	4月	5月
低圧	1日 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		2.5円/kWh	2.5円/kWh	1.3円/kWh		
	1日以外 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		2.5円/kWh	2.5円/kWh	1.3円/kWh		
高圧	1日 (線上)			2月分	3月分	4月分	
	値引単価			1.3円/kWh	1.3円/kWh	0.7円/kWh	
	1日以外 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		1.3円/kWh	1.3円/kWh	0.7円/kWh		

燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 + 市場価格調整単価 - 値引き単価（特別措置単価）



電気料金の計算方法



※1 関西、九州エリアの市場価格調整単価は2024年4月1日実施の電力売買約款附則24に適用します。市場価格調整単価は2024年4月1日実施の電力売買約款附則22ではすべてのエリアで適用いたしません。

高圧の電力売買約款を以下のように変更いたします。

- 1 適用期間
2025年2月分（2025年2月燃料費等調整単価適用分）から2025年4月分（2025年4月燃料費等調整単価適用分）までといたします
- 2 燃料費等調整単価
 - (1) 燃料費調整単価
燃料費調整単価は、電力売買約款（附則24、附則23・附則22その他燃料費等調整額を規定する附則）（以下、「燃料費等調整額附則」といいます。）第1条（燃料費等調整額）(1)口によって算定された値といたします。
 - (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価
離島ユニバーサルサービス調整単価は、燃料費等調整額附則第1条（燃料費等調整額）(2)口によって算定された値といたします。
 - (3) 市場価格調整単価
市場価格調整単価は、燃料費等調整額附則第1条（燃料費等調整額）(3)二によって算定された値といたします。
 - (4) 燃料費等調整単価
・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価^{※1} + 市場価格調整単価^{※2} - 特別措置単価
※1※2 離島ユニバーサルサービス調整単価は、燃料費等調整額附則に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整単価は、燃料費等調整額附則に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は 0 円とします。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
高圧	2025年2月分から2025年3月分	1.30円/kWh
	2025年4月分	0.70円/kWh

※特別高圧は特別措置単価の適用はありません

- 3 料金
1（適用期間）に定める適用期間における、電力売買約款に定める電気料金は、電力売買約款に定める燃料費等調整額によらず、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（4）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。
- 4 適用期間の燃料費等調整単価
適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認ください。
- 5 個別に供給条件を締結しているお客さま
電力売買約款に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。

低圧のお客さまの供給条件

低圧の電気供給約款、契約書申込書によらず、以下のように変更いたします。

1 適用期間

2025年2月分（2025年2月燃料費等調整単価適用分）から2025年4月分（2025年4月燃料費等調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款（低圧）附則3（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款（低圧）附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価※1 - 特別措置単価

※1（対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄

2022年5月から2023年3月までの電気供給約款適用のお客さまは、九州エリアのみ適用します。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2025年2月分から2025年3月分	2.50円/kWh
	2025年4月分	1.30円/kWh

3 料金

1（適用期間）における、電気供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電気供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認いただけます。

5 個別に供給条件を締結しているお客さま

電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。